

2018年9月25日

各位

オリックス銀行株式会社

「家族信託サポートサービス」を開始

～信託機能を活用し、認知症などに備え、円滑な財産管理・資産承継をサポート～

オリックス銀行株式会社（本社：東京都港区、社長：浦田 晴之）は、9月18日より、家族のための民事信託（家族信託^{※1}）の組成を支援する「家族信託サポートサービス」（以下「本サービス」）を開始しましたのでお知らせします。併せて、家族信託専用の信託口座^{※2}として「eダイレクト預金（家族信託預金特約）」の取り扱いを開始しました。

「家族信託」は、認知症などによって判断能力が低下し、お客さまご自身で財産管理や資産承継についての意思決定ができなくなることへの備えとして、信頼する家族に財産を託す民事信託の制度です。「家族の家族による家族のための信託」として家族間で信託契約を結ぶことで、本人のみならず家族の生活を守る後見的な財産管理と、本人の意思に従った円滑な資産承継を可能にします。



長寿化に伴い、日本の個人資産に占める高齢者の割合が高くなる「金融資産の高齢化」が進んでいます。一方で、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症を発症すると示されており^{※3}、認知機能の低下による財産の維持管理対策が大きな課題になっています。

本人の財産を管理し生活を守る仕組みには成年後見制度があり、財産を承継する仕組みとしては遺言制度がありますが、「家族信託」はこれらの利点を有しつつ、長期にわたる柔軟な財産管理、資産承継を実現できることから、昨今広く活用されています。

本サービスでは、オリックス銀行本店（東京都港区）および「ORIX BANK GINZA PLAZA^{※4}」（東京都中央区）にて、当社専任のスタッフが対面でご相談を承ります。金銭と不動産を対象財産とした家族信託に関する相談をお受けするほか、成年後見制度や遺言制度などと家族信託との比較や組み合わせの検討など、お客さまのニーズに沿った最適なプランをご提案します。

オリックス銀行は、今後もお客さまの利便性の向上につながる新たな商品・サービスの創出に努めてまいります。

- ※1 「家族信託」は、一般社団法人 家族信託普及協会の登録商標です。
- ※2 家族信託の受託者が信託財産である金銭を自身の固有資産の預金と分別して管理することを目的とした預金口座。
- ※3 出典：内閣府「平成 29 年版高齢社会白書」。
- ※4 2018年4月に商業施設 GINZA SIX 内にオープンしたオリックス銀行初のコンサルティング型店舗。

以 上

＜本リリースに関するお問い合わせ先＞

経営企画部 中島・高橋 TEL：03-6722-3630

＜本サービスに関するお問い合わせ先＞

家族信託サポートデスク TEL：0120-085-313

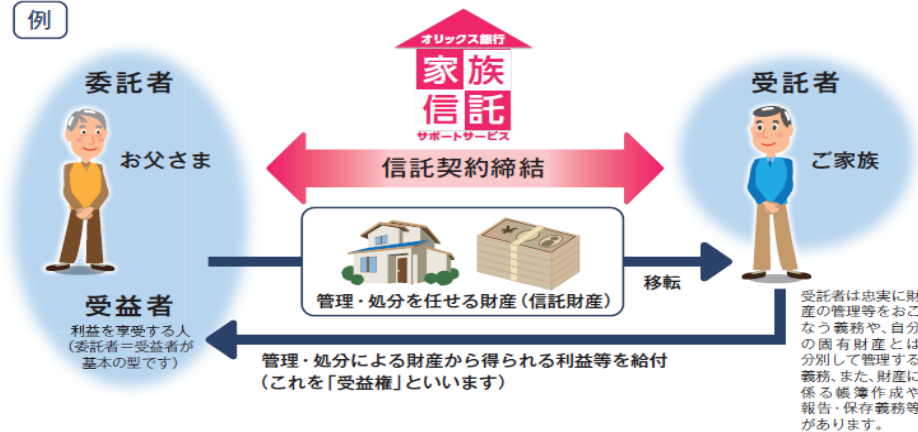
(受付時間 9：00～17：00、土日祝および 12/31～1/3 休)

■ 「家族信託」 について

家族信託のしくみ

家族信託では、所有する財産の管理を委託する方を**委託者**、財産の管理・処分をおこなうご家族を**受託者**として、両者間で**信託契約**を締結します。
 なお、この際に「信託」という独特のしくみとして、財産が委託者から受託者に移転されます。
 そして、信託契約で定められた**委託者の要望や目的に応じて**、受託者が財産の管理・処分をおこないます。

例



■ 「家族信託サポートサービス」 概要

対象となるお客さま	個人のお客さま ※オリックス銀行の本店または ORIX BANK GINZA PLAZA にご来店いただける方
サービス内容	<p>家族信託に関する相談のほか、お客さまやそのご家族の財産管理、資産承継にかかわる相談に応じ、以下のサービスをご提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相続、資産承継にかかわる一般的な助言 2. お客さまのニーズに沿った財産管理、資産承継のスキームの提案および構築支援 ※ 成年後見制度や遺言など、他の制度と家族信託を比較検討しながら、あるいは組み合わせながら、お客さまのニーズに沿った方法をご提案します。 3. その他、上記に附帯するサービス（例：司法書士の紹介） ※ サポートサービスには、銀行法その他の関連法令により当社が営むことを禁止され、または関連法令により当社が営むことを許容されていない業務（金融商品取引法に規定する投資助言業、税理士法に規定する税務相談および司法書士法に規定する業務が含まれますが、これらに限られません）は含まれないものとします。

想定されるニーズ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症などによる判断能力の低下に備えた財産管理対策 2. 相続発生後の資産の承継対策 3. 複数名による不動産の共有対策など
対象となる財産	金銭、不動産
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記サービスをご利用の場合、当社所定の手数料をお支払いいただきます。 ※ 手数料は最低 50 万円（税抜）とし、お客さまの財産状況を勘案してお申し込み前に料金を提示します。 ・ 司法書士等が実施する業務については、別途手数料等が必要です。

■ 「eダイレクト預金（家族信託預金特約）」概要

特徴	<p>本商品は、インターネット取引専用商品です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ キャッシュカード、通帳や証書は発行しません。 ※ お取り引きや各種照会は、インターネット操作にてお手続きいただけます。
口座開設手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受託者さまに、以下必要書類などをご準備のうえ、オリックス銀行本店または ORIX BANK GINZA PLAZA にご来店いただき、インターネット操作にて口座開設の手続きを行っていただけます。 2. 後日、インターネット取り引きの際に必要な「お客様カード」「口座利用仮パスワード」を受託者さまへお送りします。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正証書化された信託契約書（写し） ・ 本人確認資料 ・ 印鑑 ・ 個人番号カードまたは通知カード（任意）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリックス銀行家族信託サポートサービスのお申し込みの際し、信託口座を当社で開設することは条件ではありません。 ・ 口座の開設には審査がございます。審査結果によっては、開設ができないことがあります。